

別表4(第13条関係)

占用区分		占用料	
		単位	金額
電柱	第1種電柱	1本につき1年	円 570
	第2種電柱		870
	第3種電柱		1,200
電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	510
	第2種電話柱		810
	第3種電話柱		1,100
その他の柱類		1本につき1年	51
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所		1個につき1年	1,000
水道管，下水道管，ガス管その他これらに類するもの		外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 21
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	30
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	45
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	61
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	91
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	120
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	210
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	300
		外径が1メートル以上のもの	610
郵便差出箱および信書便差出箱		1個につき1年	420
警察署の派出所およびこれに附属する物件ならびに天体，気象または土地の観測施設		占用面積1平方メートルにつき1月	30
競技会，展示会，博覧会，集会その他これらに類する催しのための仮設工作物		占用面積1平方メートルにつき1日	35
露店		占用面積1平方メートルにつき1日	18
標識		1本につき1年	810
橋ならびに道路，鉄道および軌道で高架のものならびに索道ならびに鋼索鉄道		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
工事前板囲い，足場，詰所その他の工事前施設および土石，竹木，かわらその他の工事前材料		占用面積1平方メートルにつき1月	180
備考			
1 第1種電柱とは，電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを，第2種電柱とは，電柱のうち4条または5条の電線を支持するものを，第3種電柱とは，電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。 2 第1種電話柱とは，電話柱(電話その他の通信または放送の用に供する電線を支持する柱をいい，電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを，第2種電話柱とは，電話柱のうち4条または5条の電線を支持するものを，第3種電話柱とは，電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。 3 共架電線とは，電柱または電話柱を設置する者以外の者が当該電柱または電話柱に設置する電線をいう。 4 占用物件の長さもしくは占用面積が0.01メートルもしくは0.01平方メートル未満であるとき，またはその長さもしくは面積に0.01メートルもしくは0.01平方メートル未満の端数があるときは，その全長もしくは全			

面積またはその端数の長さもしくは面積を切り捨てて計算する。

- 5 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、またはその期間に1年未満の端数があるときは1年として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、またはその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。